瑞穂市障がい者計画及び障がい福祉計画策定の基本的考え方（案）　（計画策定に係る全体の概要）

資料２

【計画策定の趣旨】

１　国における動向等

〇第３次障害者基本計画の特徴
・障害者施策の基本原則等の見直し
・施策分野の新設
　７．安全・安心
　８．差別の解消及び権利擁護の推進
　９．行政サービス等における配慮
　の３つの分野を新設
・成果目標の設定

２　岐阜県の動向

「基本目標」
障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます。

【Ⅰ】安心して暮らせる社会環境づくり
1. 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進
2. 福祉を支える地域社会の構築
3. 福祉のまちづくりの推進
4. 身近な相談支援体制の確立
5. 岐阜市鷺山エリア福祉ゾーン等の再整備
6. 情報環境の整備　7. 安全な暮らしの確保
8. 福祉人材の確保支援と育成

【Ⅱ】社会参加を進める支援の充実
1. 教育の充実　　2. 雇用・就労の促進
3. 外出や移動の支援
4. 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実

【Ⅲ】日常生活を支える福祉の充実
1. 障がい者の地域生活支援
2. 施設入所者への環境・サービスの質の向上
3. 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進

【Ⅳ】質の高い保健・医療提供体制の整備
1. 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実
2. 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実
3. リハビリテーション体制の整備

３　社会環境の変化による課題

・少子高齢化の進展と単身者の増加　　・社会的孤立と虐待の増加
・障がい者施策を取り巻く法制度の変化
　障害者虐待防止法の施行　　障害者総合支援法の施行　　障害者優先調達推進法の施行
　障害者差別解消法の公布　　障害者雇用促進法の一部改正　　など

４　関連計画

・瑞穂市第２次総合計画　　・瑞穂市地域福祉計画
・瑞穂市第二次健康増進計画
・瑞穂市老人福祉計画
・瑞穂市子ども・子育て支援事業計画　など

５　計画の重点ポイント（案）

１　障がいを理由と差別の解消

障害者差別解消法（平成28年４月施行）では、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、必要かつ合理的配慮を行うことが義務化された。共生社会の実現に向けて、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行うことが重要。

２　障がいのある人への就労支援

障がいのある人の就労促進につなげるため、障がいのある人の就労への理解、多様な就労形態の提供、就労が実現した後のサポート等、就労継続のための支援が必要。

３　障がいのある児童への切れ目のない療育・保育・教育

障がいのある子どもの成長・発達のために、早期からの療育支援や子どものライフステージに応じた切れ目のない支援をすることが重要。

４　災害時の安心安全対策の強化

障がいのある人をはじめとする避難行動要支援者については、避難行動や避難後の生活について特別な配慮が必要。大規模災害時において、適切な対応が図れるよう、避難行動要支援者の把握と支援体制の構築が必要。災害時の避難所での生活については課題が多く、ニーズにあった支援も必要。

【計画策定の流れ】

６　アンケート調査

・瑞穂市の地域特性を踏まえ、障がいのある人の生活実態及び意向把握のための実態調査を実施

７　ヒアリング調査

・当事者の方や障がいのある人を支える方、事業所への調査を実施

８　瑞穂市の現状整理

・国、県の動向（法令、条例、規則等）整理
・関連計画及び統計的データの整理

９　関連事業の評価と計画策定に向けた課題の整理（課題抽出）

・アンケート調査、ヒアリング結果、統計資料、関連事業評価等、多角的な視点から前計画の評価を行い、次期計画の課題を整理

10　施策の体系化（体系の検討）

・整理した課題及び国や県の方針を踏まえ、体系を検討

11　取組みの検討

・行政（公助）の取組、地域の取組等を整理する

12　重点施策の整理

・課題や計画の基本理念を踏まえ、特に重点的に取り組む施策を整理

13　推進体制の検討

・今後の計画の推進体制を検討

14　計画書のとりまとめ、概要版の作成

・市民にとって見やすい構成、デザインに配慮し、計画書及び概要版をとりまとめる

15　委員会等での審議

・策定委員会での審議

計画の策定